

## 平成24年度 第1回消費生活審議会会議概要

日 時	平成24年9月4日(火) 午前10時～11時25分
場 所	消費生活センター研修室(西堀ローサ内)
出席委員	澤田委員, 大西委員, 小林委員, 服部委員, 遠藤委員, 宮原委員, 榎並委員, 山崎委員, 真柄委員, 坂内委員, 大橋委員, 梨本委員
欠席委員	石井委員, 沢井委員,
事務局	朝妻部長, 瀧澤課長, 阿部所長, 青木主幹, 本間主事
議 事	1. 平成23年度事業結果について 2. 平成24年度事業計画について 3. 消費者行政における最近の国の動向について 4. その他
審議概要	<p>事務局, 各委員挨拶のあと議事に入る。</p> <p>(議事1 平成23年度事業結果について)</p> <p>事務局 議事1について報告</p> <p>委 員 多重債務相談のH22の件数はどのくらいか。</p> <p>事務局 293件の実績があった。</p> <p>委 員 多重債務相談では相談者に同行して関係機関を回るなど市も努力しているところだが, 多重債務整理では二次的に税収増加の効果なども期待できる。全体としては減少傾向にあるものの60～70歳代の相談も多いことから, 今後も一層の努力をお願いしたい。</p> <p>委 員 改正貸金業法の施行等があったが, ヤミ金の相談はふえているのか。</p> <p>事務局 H23は31件の相談があった。昨年の17件よりは増えているが, 思ったよりは増えていない。全体としては落ち着いてきているようだが, 悪質なものは警察との連携が必要である。</p> <p>委 員 債務整理連携先の10%は警察とあるが, 内容はヤミ金か。</p> <p>事務局 そうです。</p> <p>委 員 多重債務相談者の年収額0円16%は年金も含めた額か。</p> <p>事務局 そうです。</p> <p>委 員 多重債務の対応では裁判所を利用する方法もあるが, あまり使われていないのはなぜか。</p> <p>事務局 法テラスには扶助制度があるので, 前段でここを活用することが多い。</p> <p>委 員 法テラスは無料相談や費用の立て替えを行っている公的法人なので安心して相談できる。また, そこから専門家や裁判所につなぐ事例も多い。</p>

委員 多重債務対応策には特定調停という方法もあるが、認知度が低いのかも  
れない。

事務局 センターでは債務整理だけでなく、生活再建の立場からその人に一番いい  
対応策をとっている。

(議事2 平成24年度事業計画について)

事務局 議事2について報告

委員 ロビーモニターの放映は5月だけでなく、一年中でもいいのではない  
か。

事務局 他の課との調整もあり、通年は難しい。

委員 近所に高齢者を集めて物を売る所ができた。被害者が出るのではない  
か心配だ。

事務局 SF商法と言われるものだ。無料のものを配ったりして人を集め、最  
後に高価なものを買わせる。違法ではないので、止めさせることはできない。

委員 何点限りなどと競争心をあおって売る。購入後解約しようとする  
と、店がなくなっているというような事例がある。

事務局 クーリングオフを定めているところが多いので、諦めずに相談して  
もらいたい。また、クーリングオフ後も一定期間は返品OKのところもある。

委員 被害を減らすには、巧妙な手口にだまされないように気をつけるしか  
ない。あるいは法律を厳しく改正するかだ。

委員 被害にあってからではなく、予防が大切だ。その意味でも、啓発を  
していくことが大切だ。

委員 センターは相談者が入りにくい構造になっている。もう少し工夫して  
欲しい。また、消費者問題について関心をもって活動している人もいる。  
そういった人材の活用も考えられる。

事務局 配置については検討の余地はあるが、相談業務なので全部開放  
的な作りには難しい。また、市には「くらしのレポーター」、県には「消費  
生活サポーター」がいる。そのような人も含め、人材の育成や連携を図  
っていきたい。

委員 60~70歳代の特徴的な相談内容はどんなものがあるのか。

事務局 60歳代は融資サービス、放送コンテンツなど。70歳代は預貯金、  
ファンド型投資商品などである。

委員 大学アンケート結果の特徴的なものは何か。

事務局 調査結果では、アダルト・出会い系詐欺、ワンクリック詐欺など  
が多く、1年生では訪問販売、点検商法などが多くなっている。

委員 インターネットによる被害では、ネットの普及が急激に進んだこと  
から社会的な対策が追いついていない。若者に限らず、高齢者の被害も  
増えている。これについて、どんな対応策が考えられるのか。

事務局 インターネット対策では通信事業者の会合で依頼はしているが、通信関係の法律もあることから対応策に難しい面もある。今後は、大学生にはメール配信などで注意喚起をしていくことも考えている。

委員 中学でもIT関係の授業はやっているが、ネット被害についても併せて教えるのが大切だ。センター等との連携が必要と思われる。

委員 広告関係の事業は、事業仕訳の対象にならないのか。

事務局 県の補助金の活性化基金を活用しているので大丈夫だ。

委員 消費者被害の防止広告は社会性のある内容なのでテレビなどは無料でやって欲しいくらいだ。

委員 マスコミも会社として営業しているので無料ではやれない。ただ、「報道」の枠ではなんとかなる可能性もある。

(議事3 消費者行政における最近の国の動向について)

事務局 議事3について報告

委員 学校ではいろんなことを教えなければならないが、消費者教育も大切なことなので是非取り上げてほしい。今回法律が整備され、行政が連携して取り組むことは非常にいいことである。

委員 中学校では、どんな消費者教育をしているのか。

事務局 週2時間の家庭科の授業の中で教えている。項目については、金融・流通における消費者動向などの中で教えていると聞いている。

(議事4 その他)

委員 国民生活センターが国に吸収されるというが、今まで通りの役割を実現できるのか。また、食品表示も改正されるというが、より分かりやすくなるのか。

事務局 今まで国センの対応は早かったが、組織が変わっても同じように機能するように要望していく。食品表示制度の改正については、消費者の立場で安全で分かりやすさを目的としているが、今後の動向を見守っていきたい。